

中京区自治会 I C T化促進支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、中京区基本計画（第3期）で定めるまちづくり戦略の推進を目的とした I C T（情報通信技術）を活用した区民主体のまちづくりの取組を支援する、中京区自治会 I C T化促進支援事業補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業)

第2条 補助金の交付対象は、I C Tを活用した地域住民相互の情報交換、交流及び協働の促進、地域活動における業務の効率化及び負担の軽減、並びに新たな担い手の創出を目的とした中京区内で実施するまちづくり事業とする。

(交付の対象団体等)

第3条 補助金の交付対象は、I C Tを活用したまちづくり事業を行う団体で、次の各号のいずれかに該当する団体を交付対象とする。

(1) 地域コミュニティ条例第2条第3号に定める地域自治を担う住民組織（以下「地域自治を担う住民組織」という。）

(2) 前号に定める地域自治を担う住民組織が推薦する地域住民で構成される団体

2 次の定める団体には補助金を交付しない。

(1) 第1項に定める団体のうち、同一年度内において、第6条の規定に基づく申請をしている団体

(2) 第1項に定める団体であっても、営利・宗教・政治を目的とした事業で申請する団体

(3) その他区長が適当でないと認める団体等

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象は、次の各号に定める地域情報の発信力強化に向けた I C Tを活用した新しい地域活動の実施に必要な最小限の経費を対象とする。

(1) I C Tの活用に必要な有料サービス利用料（LINE公式アカウント利用料）

(2) I C Tの活用に必要な担い手育成、利用者拡大のための研修や住民への周知に要する経費

(3) I C Tを活用したまちづくり事業を実施するために必要な担い手育成、利用者拡大のための研修や住民への周知に要する経費

(4) その他第2条の目的に資する事業の実施に要する経費

2 次の各号に掲げる経費は、対象外とする。

(1) パソコン、プリンター、タブレット、スマートフォン等、広く一般に普及し、汎用性が高い機器及びその周辺機器の購入経費

(2) 第2条の目的から逸脱する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、区長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

(1) 補助金の額は、対象事業に要する経費の5分の4に相当する額の範囲内において区長が定める額とする。ただし、1団体につき、100,000円以内とする。

(2) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、交付申請団体）は、補助金の交付の対象となる事業実施日の14日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、区長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 中京区自治会ICT化促進支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 中京区自治会ICT化促進支援事業補助金収支予算書（第2号様式）

(3) 交付申請団体の活動が客観的に判断できる書類

(4) その他区長が必要と認める書類

(事前着手)

第7条 交付申請団体は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、申請日以降且つ補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届（第3号様式）を区長に提出したときは、この限りでない。

(交付の決定及び標準処理期間)

第8条 区長は、第6条の規定による申請が到達してから14日以内に、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付の決定を行う。

2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、中京区自治会ICT化促進支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付を決定したときは、中京区自治会ICT化促進支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ交付申請団体に通知する。

(申請事項の変更等)

第9条 交付決定団体は、事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止をしようとするときは、軽微な変更を除いて、あらかじめ中京区自治会 I C T 化促進支援事業補助金計画変更・中止承認申請書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 助成目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 助成目的の変更をもたらすものでなく、かつ、助成団体の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合
- (3) 助成目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合
- (4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合

3 経費の配分を変更しようとするときは、第1項の規定による申請書に、変更内容を反映した第6条第2号の規定による書類を添えて提出しなければならない。

4 区長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、中京区自治会 I C T 化促進支援事業補助金変更・中止承認通知書（第7号様式）により、交付決定団体に通知する。

（事業完了の届出）

第10条 交付決定団体は、事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 中京区自治会 I C T 化促進支援事業補助金実績報告書（第8号様式）
- (2) 中京区自治会 I C T 化促進支援事業補助金収支決算書（第9号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の実施状況が判断できる写真
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 交付決定団体等は、本市が実施する広報活動に当たり、前項第4号に規定する成果物、写真等を提供するなど、可能な限り協力するものとする。

（補助金の交付）

第11条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、適当と認めるときは、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第12条 交付決定団体は、補助金の交付予定額の5分の4以内の額について条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を受けることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年５月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。